第７条関係

町民主体によるＳＤＧｓ課題解決推進事業　助成の手順

助成を受けたい方		役場		SDGs推進町民会議
①実施する事業の内容を考えます。	←→ 事前相談	一緒に事業内容を考えますので、ご相談ください。		
②実施計画書（別記様式第１号）を作成します。	→ ②提出	実施計画書をいただいたら、個人を特定しない形で、町民会議から概要に対する意見をいただきます。	→ 計画書の意見聴取	実施計画書を見て、自由に意見を提出することができます。 ※意見は、個人を特定しない形で町が行う審査結果とともに、申請者へ通知されます。
		町民会議からの意見を参考にしながら、審査基準に基づき、実施計画書を審査します。 審査結果を町民会議の意見とともに申請者へ通知します。	← 町民会議意見の提出	
③助成金の交付申請（別記様式第３号）を作成します。 ※事前に助成金が必要な場合は、必ず事業の実施前に交付申請を作成し、概算払について役場と相談してください。	← 町民会議意見の伝達、承認通知			
	→ ③提出	交付申請を審査し、交付決定を行います。		
④事業を実施します。 ※実施の際には取り組みとSDGsの関連性を明示する。 ・告知チラシやレポートに関連するゴールを記載 ・会場にSDGsパネルを設置(役場から貸出) ・取り組みの場でSDGsとの関係性について説明　など ※事業の進め方、広報、経費の使い方等について、不安な点があれば役場と相談してください。	← 交付決定通知			
	←→ 相談	いつでもご相談に応じます。 ※必要に応じて概算払の手続を行います。		
⑤実績報告書（別紙様式第４号）を作成します。 ※事業完了後１ヶ月以内または4月15日までに提出してください。	→ ⑤提出	助成金の交付手続を行います。 ※実績報告の支出内容を確認し、助成金を交付します。 実績報告の概要を速やかに公表します。	→ 実績の公表	町民 事業の実施結果を知り、ぜひ次の展開を考えてみてはいかがでしょうか。
	← 助成金交付			
※予め複数年度の計画が承認されており、計画変更の必要がない場合は、あらためて②の実施計画書の提出は必要ありません。次年度以降は、③の助成金の交付申請からスタートします。				